

令和7年度第3回埼玉県少子化対策協議会 次第

日時：令和8年3月24日（火）

14：00～15：30

方法：Teams

1 開会

2 挨拶

議長（埼玉県福祉部こども政策局長）

3 議題等

（1）ワーキンググループの報告

① 子育て支援

② 結婚新生活支援事業

（2）「埼玉県こども意見箱」について

（3）こどもの居場所づくりにおける令和8年度国庫補助事業の活用について

（4）朝のこどもの居場所づくりについて

（5）放課後児童対策等について

（6）子どものための教育・保育給付費負担金における職員配置状況の確認に係る 注意喚起について

（7）令和8年度低年齢児保育促進事業の単価について

（8）県の令和8年度新規・拡充事業の説明

① 若者の出会い応援事業

② 共同親権相談支援事業

③ 夢の保育士後押し事業

（9）その他

4 閉会

子育て支援ワーキングについて

日時・実施方法

- ・ 令和8年2月19日（木）
13時30分～15時30分
- ・ オンライン開催

参加者

- ・ 18市町 24名

※「県の概要説明」参加 24市町 34名

テーマ

【「放課後児童クラブにおける
業務のICT化」について】

放課後児童クラブのICT化については、これまで手作業で行ってきた児童の入退室の管理や保護者とのやりとりなどを電子化することで職員の負担軽減や保護者の利便性の向上が図られてきた。

一方で、放課後児童クラブのICT化に係る補助金の活用は減少傾向にあることから、放課後児童クラブのICT化について改めて現状を確認するとともに、今後ICT化を更に進めるにはどうすべきか、ICT化が進まないとなればどのような課題があるのかを検討する。

(1) 県の概要説明

- こども家庭庁では、放課後児童クラブのDX推進状況に関する調査の実施や業務システムの導入などについての補助金を設けるなど、業務のICT化による、利用環境の整備や職員の負担軽減に向けた働きかけを行っている。
- ワーキングに向けて事前に実施した調査では、県内で「ICT導入済み」としたのは7割程度と全国平均よりも高い傾向にあった。一方で、県内の「地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業補助金」の活用実績は、そのうち5割程度と低い。
- 利用申請や入退室管理、保護者との連絡などの業務において大きな負担を感じているものの、補助する予算がない、職員に苦手意識があるなどの理由から導入を見送っている。
- 令和6年度に県が小1・小4保護者向けに行った「放課後と夏休み等の過ごし方調査」では、ICT未導入のクラブを利用する保護者のうち、およそ7割が「実施してもらいたい」と回答があった。
⇒ ほとんどの市町村ではニーズの把握をしていない。
- ICT導入後の効果として「クラブと保護者の間の情報共有がスムーズになった」という回答が8割を超えており、ICT導入により課題解決に向けて一定の効果が得られていることがわかる。

(2) グループワーク

3～4市町村ずつ3グループに分かれて、テーマについて意見交換

【主な意見等】

＜実際の事例＞

- ・ 公設公営・公設民営など形態が様々ある中、各々に合わせた導入方法を知ることができた。
- ・ 入退室管理システムを利用するにあたり、システム登録時の工夫を知ることができた。

＜課題・その他＞

- ・ 各書類を電子に移行する際に、紙に記入していた内容を精査することが必要であると感じている。
- ・ 導入面だけでなく技術的なサポート体制や、支援員のICTスキルの向上、子どもたちへのデジタルリテラシー教育の重要性など、多様な視点から意見交換ができた。

結婚新生活支援事業ワーキンググループ 活動報告

1 日時

日時：令和7年10月23日（木）10：00～11：00（Web開催）

第1部 令和8年度地域少子化対策重点推進交付金について
（「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」含む）

第2部 令和7年度都道府県主導型市町村連携コースについて

2 概要

- 第1部
- ・令和8年度概算要求（こども家庭庁）の説明
 - ・連携コースの要件及び、連携コース継続実施に向けた取組（予定）について説明
（連携コース参加市町村は、国からの補助率が1／2から2／3に向上）
 - ・質疑応答
- 第2部
- ・都道府県連携コース参加市町村の現状報告、取組を発表
 - ・都道府県連携コース参加市町村から課題の共有及び意見交換
 - ・質疑応答

3 国への申請

- (1) 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム（旧結婚新生活支援事業）
- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率2／3） 11団体（11団体）
 - ・一般コース（補助率1／2） 6団体（6団体）
- (2) 地域少子化対策重点推進事業 11団体（9団体）
- ※（）は令和7年度の申請団体数

結婚新生活支援事業ワーキンググループ 活動報告

(参考) 連携コースで活用予定のメニュー

※こども家庭庁説明資料から抜粋

①地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型支援

重点メニュー③(補助率3/4)
～地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実～

令和7年12月26日
予算案閣議決定後解禁

結婚を希望する者のニーズに応えるため、結婚支援ボランティア・結婚支援事業者(結婚相談所、仲人、マッチングアプリ等)等による切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制を構築する取組

取組例

- 利用者が各地域で適時適切に相談・支援が受けられるよう対面やオンラインで結婚に関する相談できる体制の整備や、交際や成婚に繋がるための結婚支援ボランティア・結婚支援事業者等による切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制の整備
 - 上記相談・支援と連携した婚活イベントの開催及びイベント後も希望者へ継続して相談支援を行う取組
- ※結婚支援ボランティアの育成は一般メニューで実施



【主な対象経費】 オンライン相談システム費、結婚相談・伴走型結婚支援の体制整備に要する経費、事業者への委託費、婚活イベントの開催に要する経費等

②結婚支援コンシェルジュ事業

～結婚支援コンシェルジュ事業～(補助率3/4)

令和7年12月26日
予算案閣議決定後解禁

事業概要

- ・都道府県に、結婚支援のため、国・自治体・地域の連携強化を担う機関(結婚支援コンシェルジュ)を配置することにより、各地域の取組について質の向上を目指す。
- ・結婚支援コンシェルジュは自身の経歴やノウハウを管内自治体等に展開し、自治体等が実施する結婚支援事業の深化を図る。
- ・こども家庭庁において、コンシェルジュ会議を定期的実施し、コンシェルジュの知見をアップデートする。
- ・実施要領別記1第2の2(1)～(5)の取組を実施すること。

事業イメージ図

The diagram shows a central figure, '結婚支援コンシェルジュ', who provides support and consultation to various stakeholders. The stakeholders include:

- A市:** A市職員 who provides support and consultation to the central figure.
- B市:** B市職員 who provides support and consultation to the central figure. A text box notes: '婚活向けのセミナーを実施したいが、誰に講師依頼をしたらいいかわからない。その後のフォローアップについても、やり方がわからず不安である。' (I want to implement a seminar for dating, but I don't know who to hire as a lecturer. I'm also worried about the follow-up.)
- C市:** C市職員 who provides support and consultation to the central figure. A text box notes: '市の結婚数の低下が著しいが、実績やノウハウがなく、支援事業を実施していない。' (The decline in the number of marriages in the city is significant, but we have no track record or know-how, so we haven't implemented support activities.)
- 民間企業:** 若い世代の結婚を応援したい (I want to support marriage in the young generation).

 The central figure also provides support and consultation to 'こども家庭庁' (Ministry of Children, Family and Gender Equality), which in turn provides support and consultation to the central figure. A text box notes: '実績ある講師の紹介を受け、満足いくセミナーが開催できた。結婚支援を希望する企業向けセミナーの開催など、新たな結婚支援策の展開についても助言を受けることができた。' (We received an introduction to an experienced lecturer and were able to hold a satisfying seminar. We were also able to receive advice on the implementation of new marriage support strategies, such as seminars for companies that hope to support marriage.)

コンシェルジュの候補例

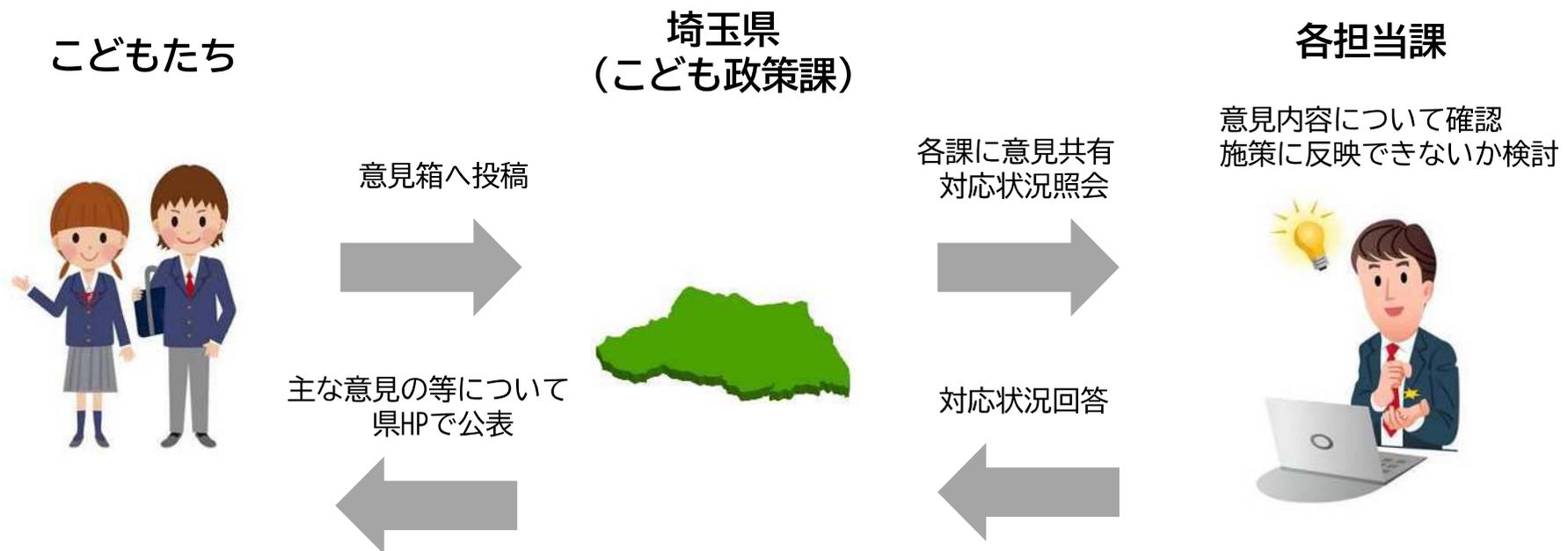
結婚支援の専門的な知見を持つ者(例:結婚相談所、仲人、各種団体、結婚支援センター、結婚支援ボランティア等で経験豊富な者)

主な対象経費

会計年度任用職員の人件費、訪問・立会・コンシェルジュ会議の経費、現状把握の調査費、助言の資料作成費、働きかけの説明会開催費、消耗品費等

概要

- ・「こども基本法」や「こども大綱」により求められている、「こども等の意見反映」のため、こどもの意見を聴取して、県のこども施策等に反映させるため、「埼玉県こども意見箱」を令和7年7月4日に開設。
- ・電子申請・届出サービスを用いて施策の当事者であるこどもたちが「いつでも」、「どこからでも」、「自由に」意見を投稿できる仕組み。
- ・投稿された意見を各担当課で施策に反映できないか検討。
- ・一定の時期ごとに主な意見等について県HPで公表する。



主な意見の内容

- ・学童や学校の体育館・教室に空調を設置してほしい。
- ・ボール遊びができる遊び場を整備してほしい。
- ・道路（主に通学路など）を安全に整備してほしい。
- ・公園にゴミ箱をもっと設置してほしい。
- ・大きな公園を作してほしい。
- ・障害のある子どもでも安心して遊べる場所を作してほしい。
- ・夏の暑い日に部活動やスポーツ少年団の活動をするのは危ないと思う。
- ・地域をきれいにするため、ゴミ捨て場のネットを大きくしてほしい。
- ・学校の掃除用具を新しくしてほしい。
- ・家の近くに公園はあるけど、遊具が古く、虫も多い。友達と遊べるように整備してほしい。
- ・学校の冷水機を増やしてほしい。
- ・給食の時間が短い。もっと長くしてほしい。
- ・日本の伝統文化を体験できる授業を行ってほしい。
- ・英語の授業を増やしてほしい。



「埼玉県子ども意見箱」チラシ

など

〈こども政策推進事業費補助金〉令和8年度予算案 7億円（9億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるところを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

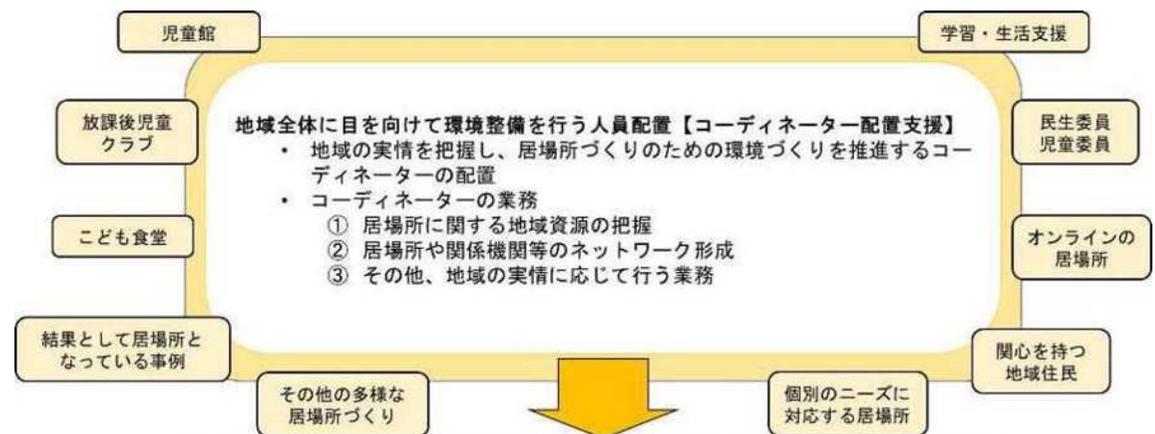
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 5億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- (1)～(3)は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間(令和6年度～令和8年度)、(4)は3年間(令和7年度～令和9年度)で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・ こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・ 早朝のこどもの居場所づくり
- ・ 新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ ユースを中心とした居場所づくり 等



(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

＜活動例＞ 小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート（学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等）

実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】 1 都道府県あたり 7,489千円 1 指定都市あたり 5,842千円
 1 特別区・中核市あたり 3,683千円 1 市町村あたり 2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】 1 都道府県あたり 4,502千円 1 指定都市あたり 4,090千円
 1 特別区・中核市あたり 3,849千円 1 市町村あたり 2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】 都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
 【補助率】 国 10/10
 【補助基準額】 1 団体あたり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

【実施主体】 都道府県、市町村
 【補助率】 国 10/10
 【補助基準額】 1 自治体あたり 5,000千円



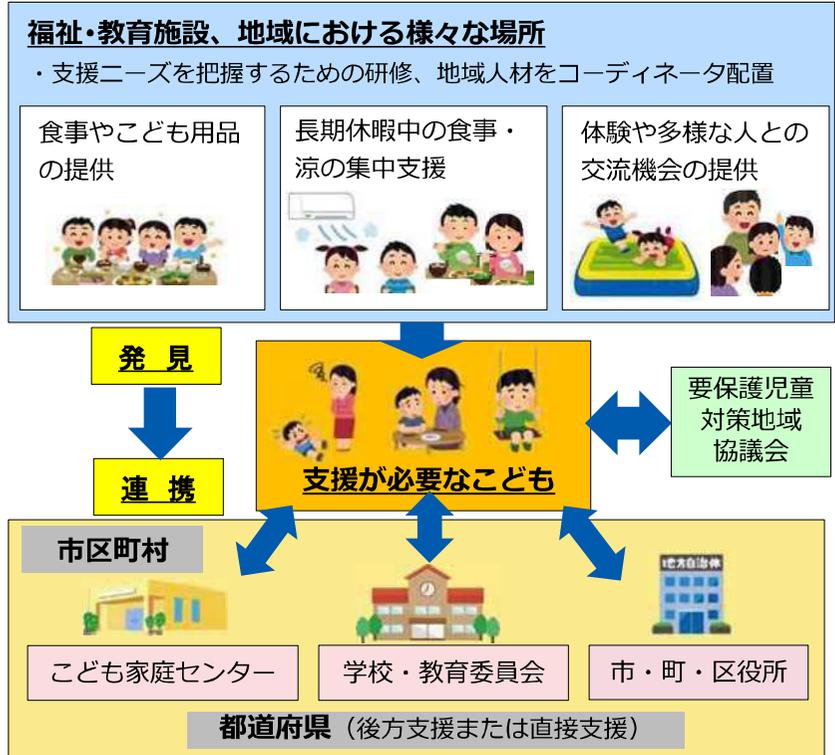
＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）**
年間を通じて食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う
➢ 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）
- イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）《新規》**
長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施
- ウ 体験・交流・学習支援提供型《拡充》**
多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う
- エ 備品等購入支援**
①立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
②継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する
- オ 環境整備支援（地域でこども等を支援するための仕組みづくり）**
相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う
- カ その他上記に類する事業**
- コ 要支援児童等支援強化加算**
要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施
注1：ア～カを組み合わせる実施可能（エは①又は②いずれかのみ）
注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む） **【補助率】** 国：2/3又は1/2、都道府県・市町村：1/3又は1/2
※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ
 財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（1箇所当たり）】 最大15,743千円 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大18,335千円

ア：3,140千円 **※1** 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 **※2** アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない
イ：4,260千円 **ウ：**3,910千円 **エ①：**1,520千円 **エ②：**300千円 **オ：**2,913千円 **カ：**ア～オに準じる **コ要支援児童等支援強化加算：**2,592千円

令和7年度 朝のこどもの居場所づくりモデル事業 効果検証会 概要

1 日時

令和8年3月5日(木) 14:30~16:30

2 参加者

- ・ 今年度事業に参加した市町(志木市、毛呂山町、富士見市、行田市)
- ・ 日本女子大学 大沢 真知子 名誉教授

3 内容

- ・ 各市町の取組内容の発表、意見交換(詳細は別添資料参照)

<一部抜粋>

- ・ 見守り員確保の方策として、シルバー人材を活用した。
- ・ 申請にあたり、電子申請の活用や学童利用者は就労証明書の添付を不要にするなど、手続きの簡素化を図った。
- ・ 年度途中から事業を実施したことから広報面に課題があった。
- ・ 利用登録者数について、今年度と比べ令和8年度は増える見込み。不定期利用可と認知してもらったことが、その要因と考えている。
- ・ 学校側からの意見として、通学班への配慮を求められることがあった。また、朝の見守りを教員が対応していた学校からは、朝の居場所を歓迎する声があった。

4 大沢名誉教授からのコメント

- ・ 出産前後の女性の継続就業率が上昇する中、朝のこどもの居場所づくりを継続していくことが、今後も重要である。

朝のこどもの居場所づくりモデル事業 実施概要一覧

【概要】

こどもの小学校入学に際して、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者等が仕事等を変更せざるを得ない状況になること、いわゆる「朝の小1の壁」解消に向けて、小学校等でこどもを預かる「朝のこどもの居場所」づくりモデル事業を実施する市町村に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 1 実施期間 令和7年度～令和8年度(予定)
- 2 補助内容 見守りを実施する者の人件費、環境整備のための経費(利用登録証、鍵等の消耗品費など) など
- 3 補助基準額 2,000千円(1箇所あたり)
- 4 補助率 2/3

○ 取組概要

年度	自治体	実施場所	実施時期	運営団体	開所概要	見守り員	利用要件 & 利用料等	1月の利用実績 & 利用見込み	周知方法
R7年度	志木市	小学校に隣接する生涯学習施設(1箇所)	令和7年6月から実施	・市社会福祉協議会(放課後児童クラブの運営団体とは別の団体)	・開所時間:7:00~8:00 ・開所頻度:週5日 ・夏休みを含めて実施(土日祝日・年末年始を除く)	・配置人数:3人(1日あたり)※ ・勤務時間:1.5時間(1日あたり) ・資格要件:設定なし ※仕様書上は2人以上としている。	・利用要件あり(小学校指定あり、保護者就労要件あり) ・利用料徴収なし	・登録児童数 10人(うち毎日利用 0人、それ以外 10人) ・利用学年 1,2,5,6年生	・案内時期:令和7年4月 ・案内方法:懇談会終了時に説明会を開催 ・利用希望確認時期:令和7年4月
	毛呂山町	小学校内外にある放課後児童クラブ(4箇所)	令和7年10月1日から令和9年3月31日まで(予約申込みは令和7年9月9日から開始)	・NPO法人(放課後児童クラブの運営団体)	・開所時間:7:00~8:00 ・開所頻度:週5日 ※利用する月の前月20日までに利用日を学童保育所に伝える。開設日に限り、前日連絡でも利用可能。	・配置人数:2人(1日あたり) ・勤務時間:1時間(1日あたり) ・資格要件:町の補助要綱に資格要件はないが、NPOとの話し合いの結果、正規職員を1人以上配置して実施している。	・就労等により保育が必要な町立小学校在籍児童 ・利用料徴収あり(1回250円)	・登録児童数 293人(登録制ではないため、R7年度に学童保育所に入所した人数=保険に入っている人数を記載しています) (うち毎日利用1人、それ以外3人) ・利用学年1年生2人、2年生1人(毎日利用)、3年生1人 ※実施全校分	・案内時期 令和7年9月8日から(補正予算議決後から) ・案内方法 町広報10月1日号、町ホームページ、小学校在籍家庭すべてにLINE通知、年長クラスにチラシ配布
	富士見市	小学校内にある放課後児童クラブ(4箇所)	令和7年11月から実施	シルバー人材センター(人材派遣)(放課後児童クラブの運営団体とは別の団体)	・開所時間:7:00~8:00 ・開所頻度:週5日 ・冬休みを含めて実施予定(土日祝日を除く)	・配置人数:2人(1日あたり) ・勤務時間:1.5時間(1日あたり) ・資格要件:設定なし	・利用要件あり(小学校指定あり、利用可能学年指定あり) ・利用料徴収なし	全登録人数 8人 ・水谷放課後児童クラブ 2人(1年生のみ)、不定期利用(週2程度)1人、利用なし1人 ・諏訪放課後児童クラブ 2人(1年生・2年生)、毎日利用1人、不定期利用(月1回)1人 ・ふじみ野放課後児童クラブ 3人(1年生1人、2年生2人)、毎日利用1人、不定期利用2人(週2程度1人、月2回利用1人) ・つるせ台放課後児童クラブ 1人(1年生1人)、利用なし1人	・案内時期⇒10月15日 ・案内方法⇒実施校の1・2年生に対して、学校を通じてサービス開始の通知文書の配布及びHP
	行田市	小学校内にある学童保育室(1箇所)【行田市立西小学校】	令和8年1月から実施 ※令和7年9月から行田市立忍小学校で実施予定であったが、利用者がいなかったため、実行校を変更して1月から実施。	・社会福祉法人(学童保育室の運営委託法人)	・開所時間:7:00~8:00 ・開所頻度:週5日	・配置人数:2人(1日あたり) ・勤務時間:1.5時間(1日あたり) ・資格要件:設定なし	・利用要件あり(小学校指定あり、保護者就労要件あり) ・利用料徴収あり(1回100円)	・登録児童数 2人(うち毎日利用1人、それ以外1人) ・利用学年 2名とも1年生	・案内時期:令和7年11月上旬 ・案内方法:保護者連絡用アプリ ・利用希望確認時期:11月中旬まで。その後は随時受付

事務連絡
令和8年3月9日

各市町村朝のこどもの居場所づくり担当課長 様

埼玉県福祉部 こども支援課長

令和8年度 朝のこどもの居場所づくりモデル事業の実施見込みについて

県児童福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本県では、令和8年度における標記事業実施に係る予算案を、令和8年2月定例県議会に提出しているところです。

当予算案のとおり議決された場合、以下のスケジュールで公募を開始する見込みですので、申請を希望する市町村におかれましては、準備を進めていただくようお願いいたします。

記

1 スケジュール（予定）

- ・ 4月 1日 公募開始
- ・ 4月10日 公募締切
- ・ 4月下旬 交付決定

2 備考

- ・ 補助対象事業の実施期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日とする見込みですが、申請件数等によっては交付対象とならない可能性があります。年度当初から事業を実施する市町村におかれましてはご留意ください。
- ・ 令和8年度の申請を予定又は検討している市町村は、3月16日（月）までに実施開始時期と予算額を下記メールアドレスまでご連絡ください。（メール本文にご記載ください。）
- ・ 申請に係る提出様式を大きく変更する予定はありません。今年度の様式をベースにご準備ください。

こどもの居場所担当 福本
電 話：048-830-3348
E-MAIL：a3330-04@pref.saitama.lg.jp

担当 こども支援課 放課後児童クラブ担当 内線 3322
 こどもの居場所担当 内線 3348

目的

労働等により昼間保護者のいない家庭の小学生の健全な育成を図るため、授業の終了後に遊び及び生活の場を与える「放課後児童クラブ」の運営に必要な経費を補助するとともに、利用児童の増加等に対応するため放課後児童クラブの整備を促進する。
 また、こども・若者が安心して過ごすことができる、こども食堂等のこどもの居場所の新規立ち上げと継続的な運営等を包括的に支援する。

事業概要

1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実 9,585,015千円

(1) 放課後児童クラブの運営費・整備費等の補助 9,580,585千円

放課後児童クラブの利用児童数や開所日数、職員の処遇改善等に応じた運営費の補助及び放課後児童クラブの新設整備や既存施設の改修などの整備費の補助等を行う。

併せて、放課後児童支援員の確保や質の向上を図るため、認定資格研修や就職フェア等の人材確保対策や巡回支援アドバイザー事業等の定着支援対策に取り組む。



(2) 放課後児童クラブの待機児童解消への支援 4,430千円

放課後児童クラブの待機児童を解消するため、緊急的措置として、児童館、塾、スポーツクラブ等の既存施設を活用した受け皿や多様な居場所を実施する市町村に対して補助を行う。

2 こどもの居場所づくりの支援 47,319千円

(1) 朝のこどもの居場所づくりモデル事業 13,574千円

小学校等に見守り員を配置し、こどもを見守る「朝のこどもの居場所づくり」の整備をモデル事業として取り組む市町村に対して補助を実施・検証を行う。

(2) こども・若者と共につくる居場所づくりの支援 33,745千円

こどもの居場所の認知拡大及び潜在的な担い手、支援者の掘り起こしのため、「こどもの居場所フェア埼玉」を開催する。

また、「こどもの居場所づくりアドバイザー」を各地域に派遣し、こどもの居場所の新規立ち上げと継続的な運営を支援する。

さらに、市町村が地域まちづくり計画区域内で「新たなこども支援活動拠点」を整備するための経費を補助する。



「こどもの居場所フェア埼玉」の開催の様子

放課後児童クラブ・こどもの居場所づくり

【予算額】9,632,334千円

担当 こども支援課 放課後児童クラブ担当 内線 3322
こどもの居場所担当 内線 3348

目的

労働等により昼間保護者のいない家庭の小学生の健全な育成を図るため、授業の終了後に遊び及び生活の場を与える「放課後児童クラブ」の運営に必要な経費を補助するとともに、利用児童の増加等に対応するため放課後児童クラブの整備を促進する。

また、こども・若者が安心して過ごすことができる、こども食堂等のこどもの居場所の新規立ち上げと継続的な運営等を包括的に支援する。

事業概要

1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実

9,585,015千円

(1) 放課後児童クラブの運営費・整備費等の補助 9,580,585千円

放課後児童クラブの利用児童数や開所日数、職員の処遇改善等に応じた運営費の補助及び放課後児童クラブの新設整備や既存施設の改修などの整備費の補助等を行う。

併せて、放課後児童支援員の確保や質の向上を図るため、認定資格研修や就職フェア等の人材確保対策や巡回支援アドバイザー事業等の定着支援対策に取り組む。



(2) 放課後児童クラブの待機児童解消への支援 4,430千円

放課後児童クラブの待機児童を解消するため、緊急的措置として、児童館、塾、スポーツクラブ等の既存施設を活用した受け皿や多様な居場所を実施する市町村に対して補助を行う。

2 こどもの居場所づくりの支援

47,319千円

(1) 朝のこどもの居場所づくりモデル事業 13,574千円

小学校等に見守り員を配置し、こどもを見守る「朝のこどもの居場所づくり」の整備をモデル事業として取り組む市町村に対して補助を実施・検証を行う。

(2) こども・若者と共につくる居場所づくりの支援 33,745千円

こどもの居場所の認知拡大及び潜在的な担い手、支援者の掘り起こしのため、「こどもの居場所フェア埼玉」を開催する。

また、「こどもの居場所づくりアドバイザー」を各地域に派遣し、こどもの居場所の新規立ち上げと継続的な運営を支援する。

さらに、市町村が地域まちづくり計画区域内で「新たなこども支援活動拠点」を整備するための経費を補助する。



「こどもの居場所フェア埼玉」の開催の様子

こ支援第 990 号
令和 7 年 3 月 18 日

各市町村長 様
(保育主管課扱い)

埼玉県福祉部長 (公印省略)

子どものための教育・保育給付費負担金における職員配置状況の
確認に係る注意喚起について (通知)

本県の児童福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く
お礼申し上げます。

この度、県内複数の市町村において、社会福祉法人の保育所とその関連施設
で、同じ職員が複数施設の職員名簿に記載されている事案が発生しました。

市町村及び県で確認した結果、一部の市町村については、給付費が過大に保
育所に支払われていたことが判明しております。

市町村におかれましては、本通知に基づき、改めて、保育所等への職員配置
状況を適切に把握していただき、標記負担金の適切な支給をお願いします。

なお、給付費が過大に支払われていたことが確認できた場合、給付費の一部
返還が生じますので、十分御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 当該事案の内容

- (1) ある職員が保育所名簿に記載されていながら、実際には同じ社会福祉法
人の子育て支援拠点や社会福祉施設、さらに当該法人の関連施設である学
校法人の幼稚園に勤務しており、保育所での勤務実態がなかったこと。
- (2) 保育所に併設されている子育て支援拠点等において、保育所との兼務職
員について、各施設の勤務状況を客観的に示す資料がなく、適切な運営が
確認できなかったこと。

2 留意事項

- (1) 市町村において、施設の職員配置状況の確認を適切に行うこと。特に、他の施設と兼務している職員については、実際の勤務実績が記載された書類を施設から提出させるなど、各施設での勤務時間が客観的に確認できるようにすること。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が各施設に対し、立入検査等を通じて、提出された職員名簿と実際の配置状況が合っているか確認すること。

担当：こども支援課 保育・人材確保担当

電話：048-830-3349

令和8年度低年齢児保育促進事業の単価について

令和8年度低年齢児保育促進事業の単価については、下記のとおりとなります。
各市町村におかれては、下記の単価で予算措置をお願いいたします。

【一歳児担当保育士雇用費】

国が定める1歳児の担当保育士の配置基準（児童6人につき保育士1人）を、
県が定める加配基準（児童4人につき保育士1人）まで加配する場合の経費を
補助する。

【補助単価】 **児童1人あたり月30,000円**（現行単価20,000円）

【負担割合】 県1／2、市町村1／2

【乳児途中入所促進事業】

年度当初から乳児保育担当保育士を雇用している場合に、年度当初（3か月分）
の雇用費を補助する。

【補助単価】 **児童1人あたり月120,000円**（現行単価80,000円）

【負担割合】 県1／2、市町村1／2

若者の出会いの応援 【予算額】8,910千円

新規

担当 こども政策課 こどもまんなか担当
内線 3381

目的

結婚したいと思いつつも行動していない人に対し、出会いや結婚に向けた活動を支援する。

事業概要

1 若者の出会い応援事業 8,910千円

新規・拡充内容

▶ **結婚したいと思いつつも行動していない人に働きかける【新規】**
未婚者の約5割にあたる結婚したいと思いつつも相手を見つける行動をしていない人に対し、インターネット広告等を活用した情報発信や出会い交流イベントを実施する。

R6こども家庭庁調査

行動状況	割合
結婚意向なし	19.6%
交際相手あり	23.7%
行動していない	47.0%
行動している	9.8%

(1) インターネット広告等を活用した情報発信 (新規) 4,950千円

- インターネット広告 (Instagram、X、YouTube等) と県ホームページで、出会いへの関心を引き出す情報や出会い交流イベント等の情報を発信
 - ▶ 動機づけ → 出会い交流イベントやSAITAMA出会いサポートセンター (恋たま) 登録など婚活へ



(2) 出会い交流イベント「埼玉で、つながろう。」の開催 (新規) 3,960千円

- 埼玉県の魅力を発信する埼玉県広報アンバサダーとともに、県内の地域資源を活かして楽しく交流するイベントを開催 (年3回)
- 市町村に企画段階から関わってもらい、地域資源の魅力をフル活用
- 恋たまの特長、成婚者のエピソード等を紹介
 - ▶ 恋たま登録へ



SAITAMA出会いサポートセンター



20代の
利用登録料
無料サービス
(期間限定)

共同親権相談支援事業

～民法改正に対応した共同親権に関する相談窓口の設置と養育費請求に関する裁判費用補助～

将来像の実現に向けた課題と解決の方向性

【将来像（最終アウトカム）】

- ひとり親世帯を含む、子育て当事者の生活が安定し、安心して子育てに喜びを実感できる社会の実現

1 法令・計画における位置づけ

【法令】

- 母子及び父子寡婦福祉法

【計画】

- 5か年計画
針路2 県民の暮らしの安心確保
施策10 生活の安心支援
ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援
- こども・若者計画
4「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援
(2) ひとり親家庭への支援
(イ) 養育費の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、普及啓発に努めます。また、養育費の確保等法律的な問題については、弁護士による相談を行います。

【施策目標】

- 養育費収入が確保されることにより、就労収入の少ないひとり親世帯の生活が安定し、安心して暮らすことができる。

2 現状と課題

【現状】

- 民法改正により、以下の制度が新たに導入される。
 - ①共同親権（離婚後も父母両方が親権を持つことが可能）
 - ②法定養育費（夫婦間で金額を定めなかった場合の養育費）
 - ③養育費の先取特権（公正証書等無しで差押え可）

【課題】

- 県の4福祉事務所では、ひとり親世帯の相談に対応しているが現体制では、以下の①～③の相談への対応が困難となる。
 - ①親権のない父母（非養育者）による共同親権取得の家裁への申立てへの対応に関する相談が増加
 - ②これまで養育費を受領していないひとり親世帯から、法定養育費を受け取る方法等の相談が増加
 - ③養育費を定めていたが、未払となっているひとり親世帯から差押えの実施に関する相談増加

3 課題解決の方向性

- 『ひとり親世帯用の相談窓口』を新設し、民法改正に伴う相談に対応
- 養育費を確保するための差し押さえの手数料等の費用を支援

共同親権相談支援事業

～民法改正に対応した共同親権に関する相談窓口の設置と養育費請求に関する裁判費用補助～ 11,405千円(うち一般財源5,703千円)

事業内容及び事業スキーム

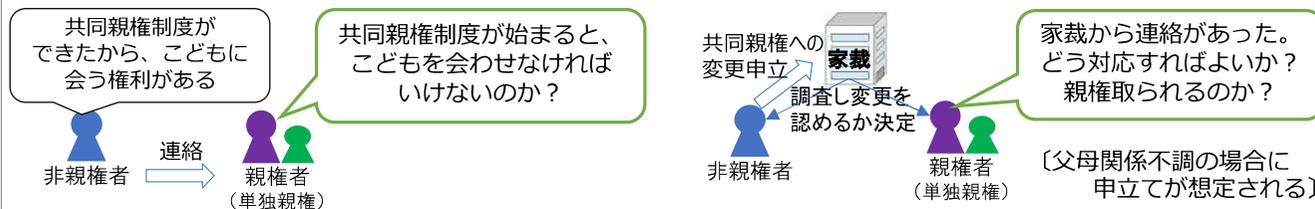
① 共同親権等相談窓口の開設 5,965千円 (国1/2・県1/2)



- DV等を理由に離婚したひとり親世帯が、前夫（前妻）から共同親権を求められた場合の対応等に関する相談に対応する相談窓口を開設（1か所）

対 象 県内在住のひとり親世帯（政令・中核市除く）

相談体制 共同親権制度、離婚制度を熟知した相談員による相談対応（原則、電話・メール相談）
共同親権全般に関する弁護士相談（月2回：予約制）



事業実績（アウトプット）

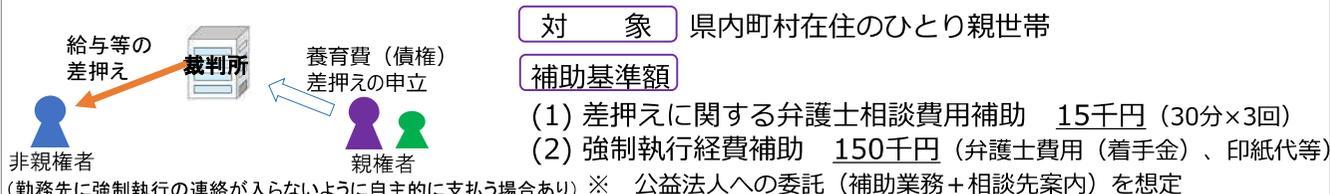
- ① 共同親権等相談窓口の開設
 - 共同親権に関する相談人数 = 1,687人
(DVにより離婚し、ひとり親となった3,373世帯の半数)
- ② 養育費確保の支援
 - 弁護士相談補助件数 = 55件
(養育費未払(年収300万未満)のひとり親世帯(町村)の半数)
 - 強制執行支援補助件数 = 28件
(弁護士相談補助を受けた親世帯の半数)

② 養育費確保（差押え等）の支援 5,440千円 (国1/2・県1/2)

- 「法定養育費」「先取特権」の導入により、養育費の請求や差押え（強制執行）を希望する世帯が差押え手続きを進められるように補助を実施

母子世帯の7割以上が年収300万円未満 ⇒ 弁護士相談費用や差押え費用の捻出が難しい世帯も多い

- ・ 「法定養育費」により夫婦間で養育費を定めていない場合も養育費請求が可能に
- ・ 養育費に「先取特権」が付与され、公正証書等により養育費を定めていない場合も差押えが可能に



事業から得られる成果（アウトカム）

【直接成果】

- 共同親権に関するひとり親世帯の不安解消
- 強制執行により養育費の未払いが減少

【中間成果】

- 共同親権に関する不安解消と養育費が安定して支払われることにより、共同親権導入後もひとり親世帯の親子が安心して生活ができる。

保育士の確保・定着と保育の質の向上に向けた総合的取組の推進

【予算額】52,277,976千円

一部新規

担当	こども支援課	保育政策担当	内線	3328
		保育・人材確保担当	内線	3349

目 的

市町村等と連携し、保育士の確保・定着を進めるとともに、保育の質の向上を推進する。

事業概要

1 保育士の確保・定着

48,578,096千円

(1) 保育士になる夢を後押し（新規）

29,711千円

- 県内保育士養成校や保育所等と連携し、中学生・高校生に対し、保育の仕事の意義ややりがいを伝えることで、将来の進路選択のきっかけとするため、夏休み職場体験を実施



(2) 保育士の復帰・復職のサポート

38,406千円

- 未就学児を持つ保育士が復帰・復職する場合に、当該保育士が支払う保育料の半額（上限27,000円）の貸付期間を拡大

(3) 保育士の就職支援

145,788千円

- 「保育士・保育園支援センター」の運営、保育士向け就職フェアの開催
- 新卒保育士及び潜在保育士への就職準備金の貸付

(4) 保育士の奨学金返済支援

25,306千円

- 県内保育所等で新たに勤務する保育士に対して、奨学金返済の支援を行う市町村への補助
〔支援額〕年額18万円（上限。県負担割合1/2）〔支援期間〕最長5年間

(5) 保育士の宿舎借上費用への助成

195,198千円

- 国の「保育士宿舎借り上げ支援事業」を実施する市町村と保育所等への上乗せ補助による住居費負担の軽減